



米国税務 QI/FATCA 関連情報

日本の証券会社用の QI KYC ルールを改訂

アメリカ

2016 年 3 月 28 日

2016 年 3 月、米国内国歳入庁 (Internal Revenue Service: 以下「IRS」) は、適格仲介人 (Qualified Intermediary: 以下「QI」) である日本の証券会社用の「KYC ルール」の改訂版を公表した。

[日本の証券会社用 KYC ルール \(2016 年 3 月改訂版\)](#) (IRS ウェブサイト (英語、PDF))

1. KYC ルール (Know-Your-Customer Rule)

「KYC ルール」とは、QI 契約書の付表に明記される関連法規、規則、規定、実務上の手順等のことであり、QI の顧客を確認するために QI が取得しなければならない顧客書類に関する諸規定を指す。

日本の場合は以下三つの KYC ルールが IRS に承認されており、IRS のウェブサイトにて掲示されている。日本の金融機関は、三つのうち該当する KYC ルールを適用し、QI 制度に基づく顧客の本人確認書類とする。なお、信託銀行用は 2014 年 3 月改訂されたものである。

- 信託銀行用 KYC ルール
- 証券会社用 KYC ルール
- 投信会社用 KYC ルール

2. 新たに使用が認められた本人確認書類

証券会社用 KYC ルールは、2009 年 5 月にも改訂されていたが、2016 年 3 月の改訂では以下の法律および規定に準じて、QI が口座開設者および所有

者の本人確認書類を入手するよう定められている。

- (i) 日本証券業協会 (JSDA) 定款・諸規定
- (ii) 犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条および第 8 条、ならびに同施行規則第 6 条
- (iii) 出入国管理及び難民認定法附則第 15 条

上記の変更に基づき個人用の本人確認書類として以下の書類が新たに認められた。

- マイナンバーカード¹
- 住民票
- 2012 年 7 月 9 日より前に開設された口座については、外国人登録証明書、または外国人登録原票の写し (2012 年 7 月 9 日より後に開設された口座については、住民票または特別永住者証明書とみなされるものに限る)
- 特別永住者証明書

3. おわりに

今回の改定では、特にマイナンバーカードが、日本の証券会社用 KYC ルールにおいて正式に認められたことは、QI である証券会社にとっては朗報となった。仮に認められていなかった場合には、米国財務省規則 § 1.1441-6 に基づく証拠書類として 3 年ごとの再徴求が必要であった。

¹ 本人確認書類として認められる「マイナンバーカード」はマイナンバー (個人番号) が記載された顔写真付のカードのみで、個人番号を通知する「通知カード」とは異なる。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター

過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。

www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務および QI/FATCA に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 US デスク		
パートナー	前田 幸作	kosaku.maeda@tohmatu.co.jp
シニアマネジャー	秋葉 奈緒子	naoko.akiba@tohmatu.co.jp
所在地	〒100-8305 東京都千代田区丸の内三丁目3番1号 新東京ビル5階	
Tel	03-6213-3800(代)	
email	tax.cs@tohmatu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax-co	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイト トーマツ コンサルティング合同会社、デロイト トーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、税理士法人トーマツおよび DT 弁護士法人を含む)の総称です。デロイト トーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約 40 都市に約 8,700 名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

Deloitte (デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャル アドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界 150 を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスを提供しています。デロイトの約 225,000 名を超える人材は、“making an impact that matters”を自らの使命としています。

Deloitte (デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数指します。DTTL および各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTL およびそのメンバーファームについての詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。

本資料に記載されている内容の著作権はすべてデロイト トウシュ トーマツ リミテッド、そのメンバーファームまたはこれらの関連会社(税理士法人トーマツを含むがこれに限らない、以下「デロイトネットワーク」と総称します)に帰属します。著作権法により、デロイトネットワークに無断で転載、複製等を行うことはできません。

本資料は、関連税法およびその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイスまたはサービスを提供するものではありません。貴社の財務または事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定または行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。